

交換内満解決也

記

賞典金ノ保障附典並ニ此勤賞典ニ関スル契約書

左記兩人ニ於ケル契約左ノ如シ

左記

東京市神田区新廣尾所下目百十二番地
使用者 大野工場主 大野 寅之助

本籍地
現住所
使役者

一、本契約書ニ於テ使用者ヲ甲トシ使役者ヲ乙ト称ス

二、甲ハ乙ニ對シ滿六ヶ月以上通勤シタル者ニ對シテ八月ノ所得額ノ約

月々工場主ニ於テ別ニ賞典金トシテ保障ス

三、前項ノ賞典金ノ附典方法ニ于テハ左ノ通りトス

一、滿四十歳ニ達シ退職シタル場合

二、常ニ積弊ニシテ表裏ナク後傍ニ転居スル者ニ對シテ工場ノ都合ニ依リ解雇シ

タル場合

三、本人死ノ場合

四、退職後百八十日自ニ於テ現金支拂トス

四、尚工場ニ備役中ハ皆勤賞與ヲ與フ

但シ左ノ規約ニ違反シタル者ニ對シテハ此勤賞典ヲ附典セズ

一、半ヶ月ノ中復勞働時限ノ二十八分一以上缺勤シタルモノ

二、半ヶ月ノ中三回以上遅刻シタルモノ



工場主ノ許可ナクシテ連續三日以上缺勤シタルモノハ
無断ニテ退職シタルモノト見ナス又工場ニ對シ害アル行方アリタル

場合ハ直ニ解雇ス